

平成25・26年度の実施結果、平成27年度の実施予定

H27.3.26現在

「発達障害者支援の課題と方向性」(平成25年3月京都府発達障害者支援体制整備検討委員会とりまとめ)の施策提言に沿って事業を実施

提言は、5年間程度(平成25~29年度)を目途として取り組む方向性を示したもの
……平成27年度は3年目

1 発達障害者支援センター「はばたき」・発達障害者圏域支援センター

- 京都府発達障害者支援センター「はばたき」
 - ・京都府社会福祉事業団に委託(開設は平成19年10月30日)
 - ・平成25年6月30日に、京都府立こども発達支援センター内から、精神保健福祉総合センター内に移転。
- 発達障害者圏域支援センターは、6圏域毎に社会福祉法人に補助金を交付し開設
(開設は平成19年4月1日、中丹のみ10月1日)

	設置法人	発達障害者圏域支援センター名
丹後	(福)よさのうみ福祉会	障害者生活支援センター 結(宮津市)
中丹	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	障害者生活支援センター 青空(福知山市)
南丹	(福)花ノ木	花ノ木医療福祉センター(亀岡市)
乙訓	(福)向陵会	乙訓ひまわり園(向日市)
山城北	(福)南山城学園	地域療育支援センター ういる(城陽市)
山城南	(福)京都ライフサポート協会	障害者生活支援センター あん(木津川市)

[参考] 発達障害者に関する相談支援体制 「発達障害者支援の課題と方向性」による

	役割	実施内容
発達障害者支援センター はばたき	府全域の発達障害支援の中核機関	企画立案、府内の連携体制構築、圏域センターや相談支援事業所への支援、困難ケース対応、人材養成等
発達障害者圏域支援センター	地域の中核的な相談支援機関	圏域内のネットワークづくり、相談支援事業所への支援、困難ケース対応、就労支援等
相談支援事業所	地域の身近な相談支援機関	身近な相談支援

◆ 27年度も引き続き相談支援を実施

◆ 27年度検討事項

相談支援事業所は、発達障害者に対する対応や意識が低い傾向がある。

→「発達」となれば即「圏域センター」に依頼される例がほとんど

「身近な相談支援機関」として、相談支援事業所が適当かどうか、検証が必要

相談支援事業所の代わりとなる機関の例として、児童発達支援事業所、基幹型相談センター、市町村から委託を受けている相談支援事業所などが考えられる。

2 発達障害児早期療育支援事業

○ 市町村補助金（1／2補助）

25年度に要綱を改正

方向性：スクリーニングから事後支援へのシフト

改正点：①問診票使用、園巡回の必須要件を廃止

②報償費の補助単価上限設定

③医学的観点からのスクリーニングの廃止

- ・市町村での取組状況 …… 一覧表参照 ペアトレ・SSTの実施拡大が課題

◆ 平成27年度の早期療育支援事業（市町村補助金）

○ 事後支援の一層の強化 …… SSTやペアトレ実施市町村の増加が課題

- ・26年度から、委託料も補助対象とした

理由：SSTやペアトレの普及のため、教室の直接実施が困難な市町村が、地域の福祉事業所などに委託した場合も補助金の対象とする。

- ・27年度から、負担金も補助対象とした

理由：SSTやペアトレの普及のため、教室を複数の市町村で共同実施する場合、教室の中心となる市町村に（参加人数で按分するなどして）負担金として支払う場合も補助金の対象とする。

○ 専門職の養成、派遣

事業実施のための専門職を府が養成し、市町村からの求めに応じて府が専門職を紹介する。

3 SSTの普及

- 平成25年度に、「地域で取り組む小集団活動マニュアル～発達障害児のソーシャルスキルを育むために～」を、府と京都教育大学共同で作成。
- 平成26年度の発達障害専門職研修では、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等において、SSTの手法を取り入れた事業の普及も一つの目的として実施。
(研修時にマニュアルを配布、マニュアルを執筆していただいた教授等に講師を依頼)
- 市町村において、年中児スクリーニングで早期発見された園児に対するSSTの普及を図るため、初年度のみ府が教室実施を事業所に委託する形で教室を実施。
(教室参加者の選定は市町村)
→ 平成26年度は宮津市で初めて実施

◆ 平成27年度事業予定

- 市町村において、園児を対象としたSSTの普及を目指す。
- 平成27年度に4市町で新たに実施を検討中

4 ペアレントメンター

- 初任者研修
平成23, 24年度にベーシック研修を実施 (H23:15名、H24:14名受講)
- フォローアップ研修と意見交換会
ベーシック研修を受講された方を対象に、平成24, 25, 26年度 年1回ずつ実施

◆ 平成27年度事業予定

- ・丹後、舞鶴、福知山綾部の3地域を単位としてメンター活動を行う
- ・3地域のメンターが集まっての意見交換会とフォローアップ研修を実施
(26年度と同様)
- ・メンター活動について、検討
発達障害者圏域支援センターとペアレントメンターが連携した体制づくりについて、検討を行う。
- ・山城南地域の自立支援協議会発達障害部会で勉強会の開催を検討

5 市町村でペアトレ、SSTを行う専門職の養成

25年度	26年度
臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士を対象としたペアトレ、SSTの研修 3職種別々に実施（各1回） 目的：市町村に出講できる人材の養成	臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士に加え、保健師も合同でペアトレ、SSTの研修 他に、児童発達支援等の事業所や教員、保育士等も幅広く対象に加え実施 目的：①SSTやペアトレを知ってもらい、日常業務で活かす ②市町村に出講できる人材の養成
市町村保健師を対象としたペアトレ指導者研修（1回） H23～実施	

平成25年度 受講状況

対象	研修修了者
臨床心理士	30人
作業療法士	10人
言語聴覚士	20人
その他（教員等）	12人
合計	71人

平成26年度受講状況

対象	研修修了者
臨床心理士	29人
作業療法士	13人
言語聴覚士	12人
事業所	※1 55人 ※2
市町村、保育園、府	59人 ※2
教員	33人 ※2
合計	201人 CP38 OT14 ST17

※1 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所

※2 事業所等を通じて参加申し込みがあった方は、有資格者も事業所等の参加人数に集計

■ 研修修了者に今後の出講意向調査を実施

平成25年度受講者

45人から回答あり（出講が困難と回答された方を除き、45名）
<結果>
企画段階から可能8人
経験を積めば企画段階から可能10人
サブ講師的なら可能27人

平成26年度受講者

58人から回答あり（市町村の正職員や教員等のため出講ができない方を除き、58名）
<結果>
企画段階から可能5人
経験を積めば企画段階から可能20人
サブ講師的なら可能33人

- ・市町村から専門職の派遣依頼があれば登録者に連絡
→ OKの返事があった方の中から候補者を選定し市町村に連絡する。

◆ 平成27年度の専門職養成 …… 検討中の案

1 ベーシック（基礎）研修

- ・事業所、市町村、保育所等の職員に対する「知ってもらって、現場で活かす」研修。これに3士会から希望者が受講。
- ・引き続き必要なので、26年度と同様に実施。

2 アドバンス（応用・実践）研修

- ・H25,26の受講者を対象としたアドバンス的な研修を3職種合同で実施。
- ・フォローアップとして児童発達支援センターでの実習も予定。
- ・本研修で一本立ちできる人材を育てる。

6 支援ファイル・移行支援シートの作成、普及

- ・25年度に支援ファイルと移行支援シートの様式、記入例を作成
発達障害者支援体制整備検討委員会のもとに「支援ファイル・移行支援シート検討会」を設置、7～11月に各検討会を5回開催。
- ・25年12月～ 教育局・保健所単位で普及方法の検討会議開催、その後、圏域単位で市町村を集めての普及に係る会議を順次開催
- ・26年度は、各地域で普及に向けた取り組みを実施

◆ 平成27年度事業予定

- ・支援ファイル、移行支援シートの普及に向けて、取組みを実施
- ・支援ファイルについては、障害児施設対象の説明会など、実際に利用する機関を対象に働きかける事も検討

[参考] 支援ファイル・移行支援シート普及のための市町村での体制整備

<普及にあたって検討が必要な内容>

※ 支援ファイル・移行支援シート作成検討会（平成25年11月28日）での意見

◆ 市町村の組織体制

- ・中心となる課の選定
- ・教育・保健・福祉(障害・児童)の各関係課の連携と役割分担

◆ 配布について

○ 対象者の選定

- ①療育機関等の福祉サービス利用者
- ②支援学校通学者
- ③普通学校の支援学級通学者
- ④普通学級に通い通級教室を利用している児童
- ⑤普通学級の中で「気になる子」
- ⑥年中児スクリーニングで要支援・園支援となった園児

※ 可能であれば、市町村内の児童全員に配る方法もある

○ 配布場所（支援ファイル）

- ①市町村の保健・児童福祉・障害福祉窓口
- ②療育機関
- ③学校、保育園、幼稚園

○ 支援ファイルの使用機会の確保

◆ 書き方のアドバイスの体制

◆ 支援ファイル・移行支援シートを知つてもらうための啓発について

- ①3歳児健診や、年中児スクリーニング時
- ②母子健康手帳配布時

◆ 保健所・教育局による支援

◆ 支援ファイル・移行支援シートの研修会

◆ 管内関係機関による協力

7 相談支援従事者の発達障害研修（相談支援事業所の相談支援員向け研修）

○ 受講状況

対 象		平成25年度 受講者	平成26年度 受講者
相談支援事業所職員	京都市	23事業所 27人	33事業所37人
	京都市以外	20事業所 23人	36事業所41人

- 相談支援事業所において、発達障害の初期相談に対応できるよう、発達障害についての基礎的な講義、相談支援についての演習や事例紹介を内容とした研修を実施

＜参考＞ 相談支援事業所数： 京都市内86、京都市以外101（うち児者重複事業所98）

◆ 平成27年度

発達障害者への相談支援体制の検討結果に合わせて、研修を実施

8 発達障害者への就労支援

○ 平成25年度は、圏域センターで就労準備講座を実施

内容：講話、相談や報告などコミュニケーションやマナー講座、面接練習、事業所での就労体験

○ 平成25年度実施結果

地 域	講 座 名	回数	受 講 者
丹 後	初級コース	8回	発達障害3人、他6人
	スキルアップコース	8回	発達障害3人、他5人
中 丹	就職事前準備スタディ	8回	発達障害6人、他1人
南 丹	発達障害者就労準備講座	4回	発達障害6人
山 城 北	ソーシャルスキルを学びましょう	5回	発達障害3人
山 城 南	就労準備講座	4回	発達障害3人

※ 障害者就業・生活支援センターと共同実施された圏域もあり

○ 平成26年度は、発達障害者支援センターはばたきに委託し、「精神障害者就労支援事業」として講座を開催

講 座 名	開 催 場 所	回数	受 講 者
就労準備講座	精神保健福祉総合センター	5回	発達障害4人
	なんたん障害者就業・生活支援センター	5回	発達障害6人
	障害者就業・生活支援センターはぴねす	5回	発達障害4人
	クリニックもみじ	2回	発達障害5人

【参考】京都ジョブパークのはあとふるコーナー登録者（発達障害を含む精神障害者）を対象に、「障害者向けセミナー」を厚生労働省京都労働局主催で実施
基本コース、応用コース各10回 各回定員5名、テーマにより希望する回のみ参加可能

◆ 平成27年度事業予定

「障害者就労支援」として、ジョブパークで一元化して実施

※ 別添「平成27年度障害者雇用促進に向けた取り組み」参照

9 こども発達支援センター（すてっぷセンター）の小児科医師の確保

- 平成25年6月から週1回、若手小児科医を配置
- 最初に指導医師のもとで研修を受け、その後は独立して診察を実施
初診待ち期間 H25.3 約3か月 → H26.3 約1か月半に短縮
26年度は初診申し込みが増えたため、H27.1現在の初診待ちは約2か月強

◆ 平成27年度事業予定

- ・25,26年度と同様に、小児科医を受け入れ予定
27年度は1名増員し、2名を受け入れ（週1回×2名）

10 医師向け研修の実施 平成27年度新規

◆ 平成27年度事業予定 <内容や実施方法は今後検討>

- ・精神科や小児科の開業医などを対象に、発達障害についての研修
(半日程度の研修を複数回実施（南部・北部や精神科・小児科別に実施）)
- ・医療型児童発達支援事業所等において、現場での実習を交えた研修を実施

11 普及啓発

- 発達障害者支援体制整備検討委員会の開催
- 普及啓発 …… 発達障害関係団体連絡会※と共同で啓発を実施
※ 構成：京都府自閉症協会、京都LD等発達障害親の会たんぽぽ、京都ADHD親の会クローバー、
高機能自閉症・アスペルガー症候群及び周辺の発達障害京都親の会ONLYONEの会、
NPO法人ノンラベル の5団体
 - ・かがやけ！はばたけ！ウォークを平成21年から実施（26年度は実施なし）
 - ・平成26年4月2日（世界自閉症啓発デー当日）に京都駅前で啓発イベント実施、京都タワー、府庁、京都市役所ライトアップ
 - ・京都サンガの西京極での試合中、ハーフタイムの時間を利用してグラウンド内で啓発パレードを実施（京都サンガの協力による）

◆ 平成27年度事業予定

- ・平成27年4月2日(木) 京都駅前広場での啓発イベント
「世界自閉症啓発デーin京都」
京都タワー、福知山城、南丹市国際交流会館、府庁、京都市役所ライトアップ
- ・かがやけ！はばたけ！ウォーク 平成28年3月（実施は未定）
- ・京都サンガの試合での啓発パレード（実施は未定）

平成27年度 障害者雇用促進に向けた取り組み

障害者雇用率2.2%の達成に向け、就業力の強化から就労・定着支援までの一環した支援に加え、障害者雇用企業の支援を強化するほか、在宅就労等での就労拡大など、新しい働き方を創造し、障害者雇用を強力に推進



京都ジョブパーク「はあとふるジョブカフェ」

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用サポートセンター(仮称)

特別支援学校CO



就労支援事業関係資料

1 精神障害者就労適応訓練事業（継続）

治療により精神疾患の症状が治まった精神障害者の方が、一般就労の現場体験を通じて必要な能力（社会適応能力）の向上を図る「精神障害者社会適応訓練事業」の実施とともに、京都ジョブパークはあとふるコーナー（「京都JP」）に一般就労相談の登録者のうち、より就労意欲の高い精神障害者の方を対象とした「精神障害者就労適応訓練事業」を実施。

【就労適応訓練と社会適応訓練の比較】

項目	就労適応訓練	社会適応訓練
実施主体	京都ジョブパーク（京都JP） (はあとふるコーナー)	京都府精神保健福祉総合センター (精保セン)
対象者	<input type="radio"/> 京都府内（京都市内含む） に居住する者 <input type="radio"/> 明らかに回復途上にあり、社会的規範を受け入れられる状態にあるが、 作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害者	<input type="radio"/> 京都府内（京都市内を除く） に居住する者
実施方法	京都JP登録あり。 一般就労を目的に相談中で就労意欲は高いが、障害者就労ステップアップ企業実習又は障害者等企業実習促進事業による実習を受けることが困難な者	京都JPの登録不要
訓練期間	6箇月以内 (原則として更新なし)	6箇月（最長3箇年） (半年ごと更新5回まで)
所要経費	2,000円／人・日（協力事業所への訓練費用） 5,880円／人・年（訓練中の事故に対する障害補償契約料）	

2 精神障害者就労支援事業（福祉相談支援窓口設置事業）

（1）趣旨

はあとふるコーナーにおける精神障害等の就労困難者への対応を図るため、専任の担当者を配置し、一般就労から福祉的就労等まで、本人の希望、能力を踏まえた適切な対応支援を実施（平成26年度新規）

（2）業務内容等

① 福祉へのつなぎ

はあとふるコーナー登録者のうち、精神障害者をはじめとする就労困難者に対して、福祉的就労がより適当と考えられる者に対して、福祉サービスに係る相談、情報提供を実施

② 福祉から就労へのつなぎ

福祉サービス利用者や、はあとふるコーナー登録者で福祉的就労から一般就労が見込まれる者に対して、就業支援につながる相談、情報提供を実施

※ はあとふるコーナーと一体的な運営

同委託事業者（（株）パソナキャリアカンパニー）に相談員を2名（月～土の各開設日に1名）配置

（参考）平成26年度の相談等実績

	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規登録者数（人）	64	6	7	17	9	2	5	3	3	4	8	0	
相談件数（件）	318	13	23	36	39	40	34	33	33	28	25	14	
関係機関打合（件）	318	0	6	13	39	20	45	41	33	28	41	52	

3 精神保健福祉総合センターにおける就労支援アドバイザーの配置

(1) 設置趣旨

- ・精神障害者の雇用の義務化（平成30年）を受けて、精神障害者の就労支援を強化するため、精神保健福祉総合センターに精神障害者就労支援アドバイザーを配置し、企業、就労支援機関への支援を実施

(2) 主な役割

【企業支援】

○障害者雇用サポートセンター（仮称）への支援協力（医学的側面からの専門的アドバイス）

- ・企業向けセミナー等における講演
- ・企業開拓員に同行しての啓発・理解促進
- ・精神障害者の雇用に向け企業へのアドバイス

（具体例）

- ・啓発ツールを用いた各精神疾患の特性と対応方法のアドバイス・職場環境作り
- ・人事・労務管理方法やトラブル時の対応の相談
- ・精神障害者に適した業務の切り出しやマッチング方法の助言
- ・雇用後の定着支援に向けた相談、合理的配慮に対する相談

【就労希望者等支援】

○はあとふるコーナー等の就労支援機関でのアセスメントへの助言

○精神保健福祉総合センターで実施のデイサービスや社会適応訓練利用者等へアドバイス

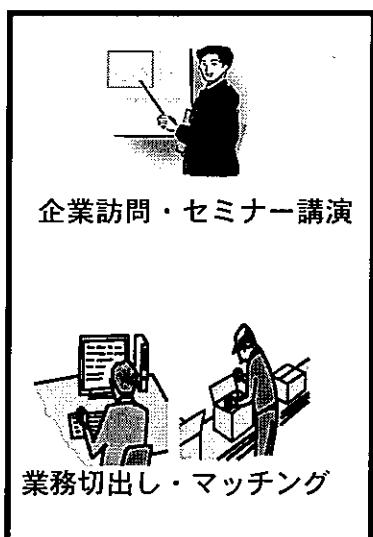
（具体例）

- ・求職者の障害特性に応じた職種選択、就職活動のアドバイス
- ・障害特性に応じた就業可能な職業・職種範囲の確認
- ・不調時の対処方法や就労継続・定着に向けた助言

(3) 手法等 精神保健福祉総合センターに非常勤嘱託（P S W）を配置

サポートセンターへの支援協力（定着支援）を実施のため、1名（週3）→2名

雇用サポートセンター【企業支援】



【就労希望者等支援】



〔精保セン〕
(就労支援アドバイザー)

4 就労精神障害者生活支援担当配置事業

(1) 背景・現状課題

求職者の障害者の多くが精神障害、発達障害、知的障害者等であり、生活支援までを含めたきめ細やかな支援が必要

とりわけ精神障害者については、障害福祉サービスの利用割合は低く、就労場面以外の生活場面での把握ができていないことが、結果、生活面の崩れから就労場面での意欲低下など就労定着に繋がらない事例も散見

～精神障害者雇用している企業からの声～

仕事中のやりとりはできるが、プライベートなこと（生活面、休日の過ごし方etc）等、職場としては介入しづらい部分への支援が必要と思う。

休みの日でも仕事のことで考えこんでしまう、ということは決してよい傾向ではなく、プライベートの充実は、職場でも必ず良い効果をもたらすと思う。

(2) 要求概要

京都ジョブパーク内に設置する「障害者就業・生活支援センター」に「精神障害者生活支援担当」を1名配置

※現在の7センターと同様の配置体制

※他の7センターは「一般就労移行支援」担当として配置しているが、新設センターでは、「精神障害者生活支援担当」として1名を配置

（「就労移行支援」はジョブパーク内での連携により対応）

<精神障害者生活支援担当の役割>

ジョブパーク登録者を中心に、一般就労した精神障害者のうち生活支援が不可欠と認められる者をセンターに登録させ、就業後・休日の過ごし方等余暇支援の方法の提案、就労（企業）と生活支援とを組み合わせた支援を実施

（企業からの相談については、障者雇用サポートセンターとも連携して対応）

5 精神障害者雇用の定着に向けた医師配置

(1) 主旨

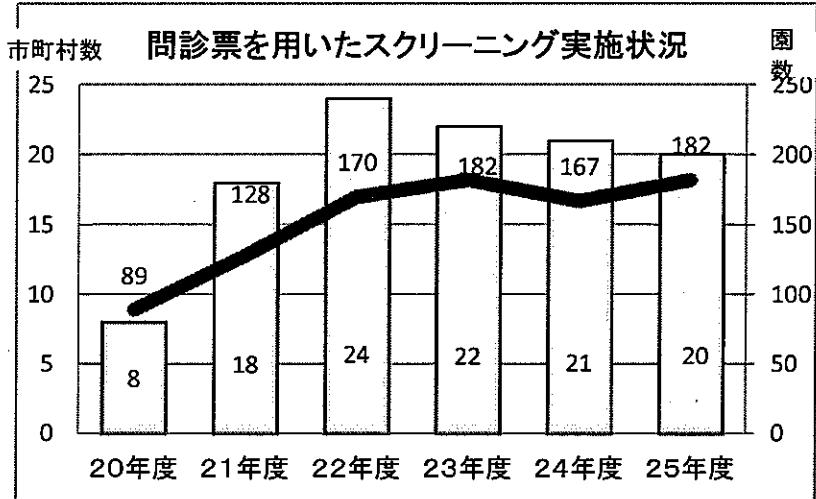
精神障害者雇用の義務化を達成、定着させていくためには、生活面も含めた障害者への支援の一方で、企業への支援が不可欠であるため、設置予定の「障害者雇用企業サポートセンター」に医師を配置し、医学的側面からの専門的なアドバイスを実施することで、企業において安心して障害者雇用できる体制を整備する。

(2) 業務内容

精神障害者の雇用後、雇用定着に向けた企業からの相談 週1日程度

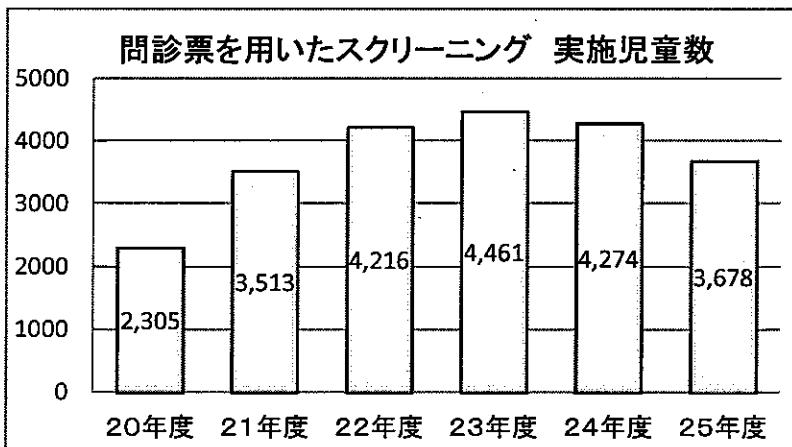
発達障害児等早期発見・早期療育支援事業 実施状況報告まとめ

1 事業実施状況



25年度は、問診票を使ったスクリーニングを実施していない市町村が5市町
(向日市、長岡京市、南丹市、宇治田原町、南山城村)

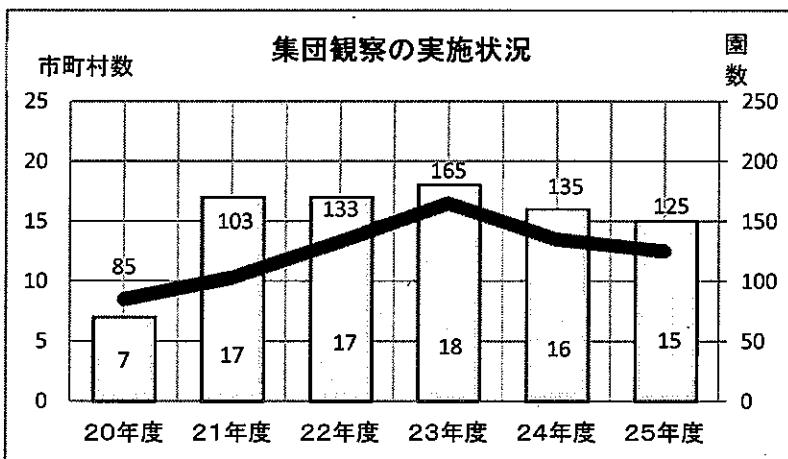
※ 園の合併や閉鎖などにより、園の数がH23→H24: 15園減 (H24の園の数:319園)

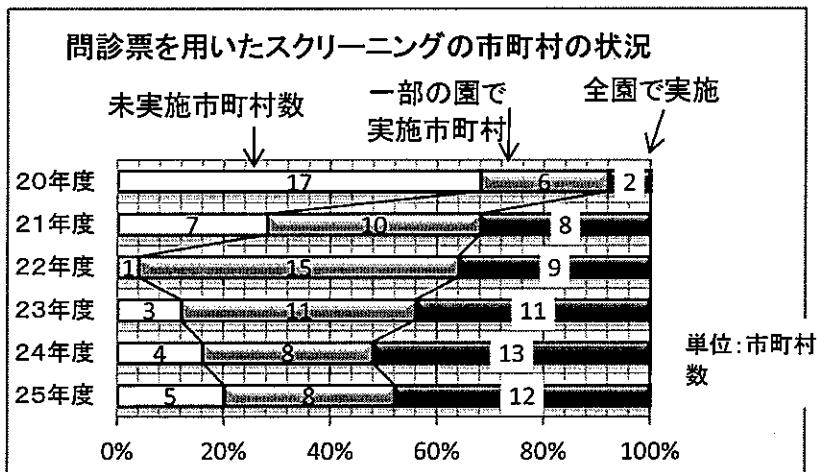


25年度は、府内の年中児全人口に対する実施率37%

(分母の園児数には、向日市・長岡京市・南丹市・宇治田原町・南山城村含み、京都市は除く)

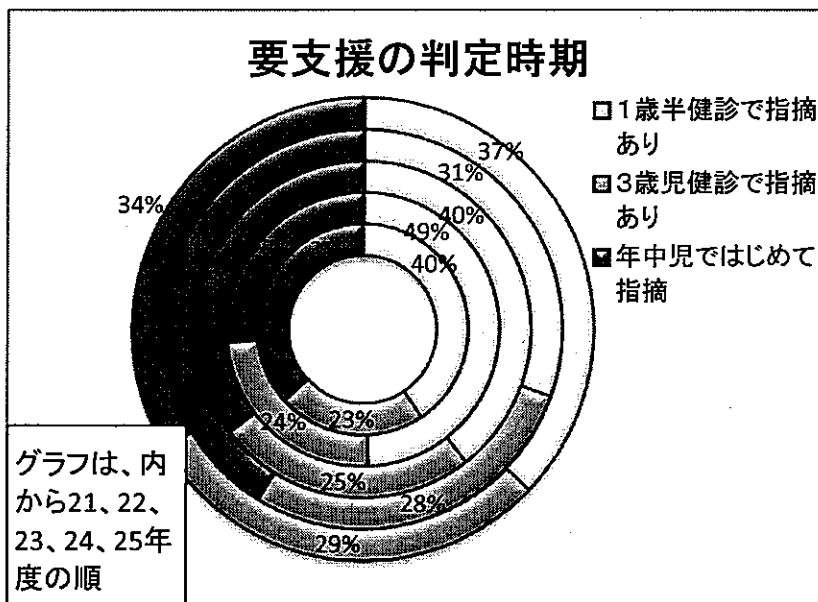
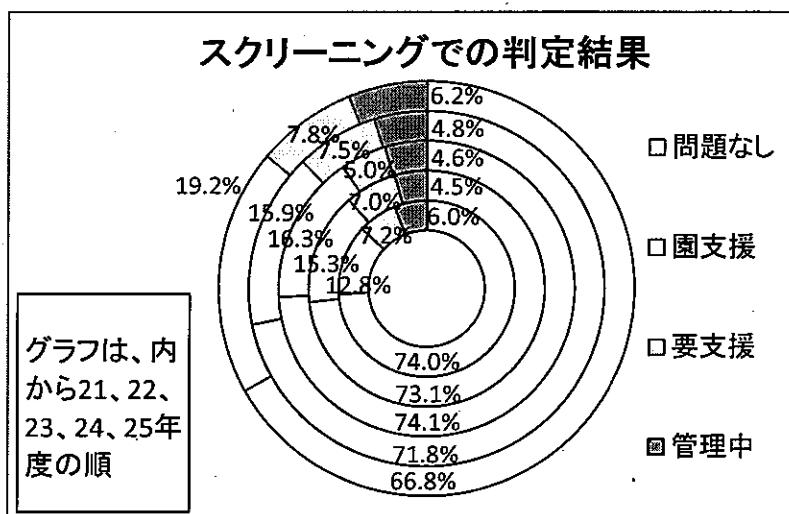
21年度 33%、22年度 40%、23年度 42%、24年度40%



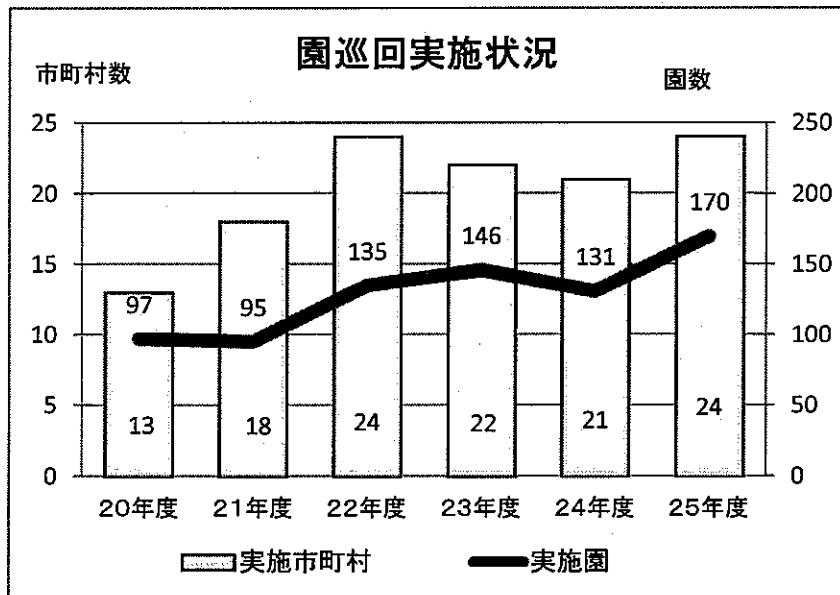


H25全園実施市町村
福知山市、綾部市、亀岡市、宮津市、京丹後市、大山崎町、井手町
笠置町、和束町、京丹波町、伊根町、与謝野町
(H24比:南山城村が減)

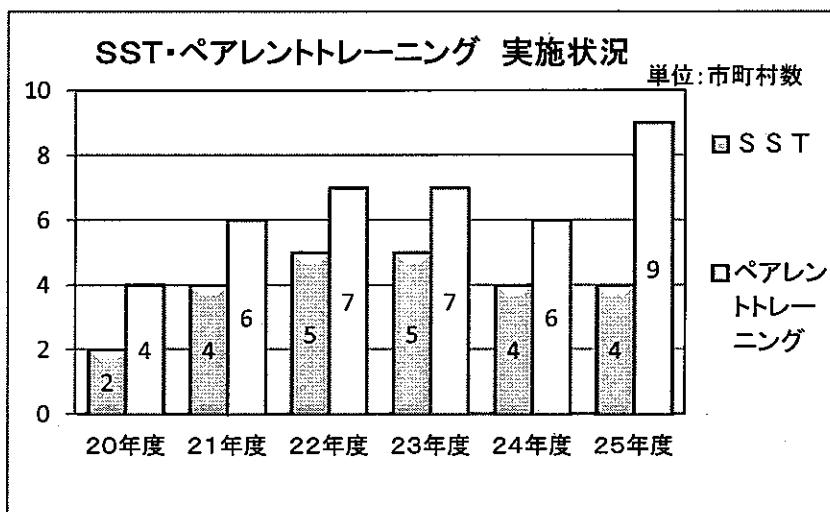
2 判定結果



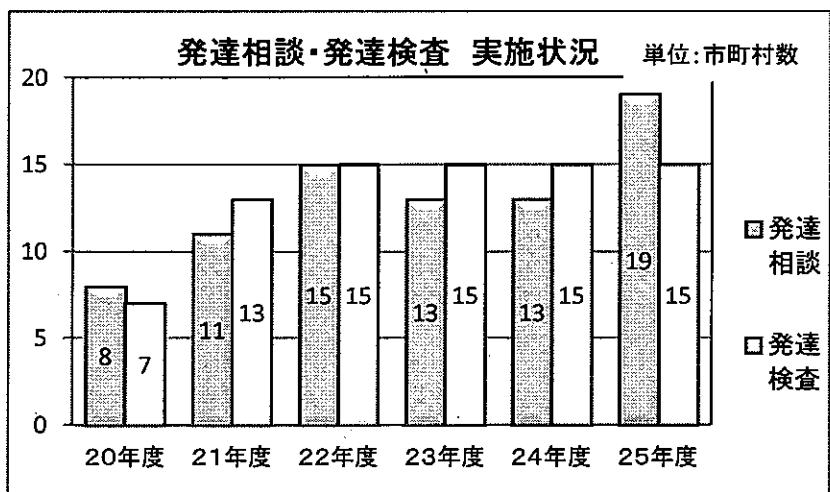
3 事後支援



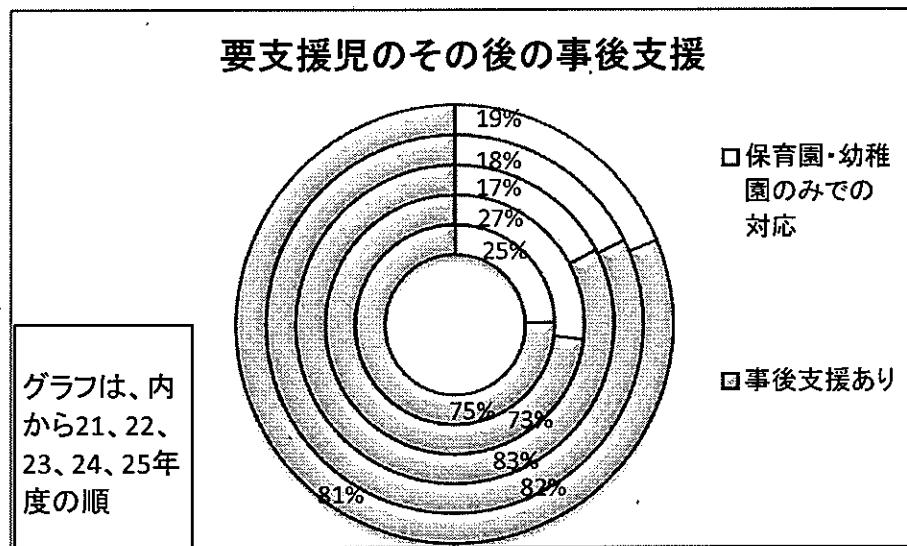
※ 園の合併や閉鎖などにより、園の数がH23→H24: 15園減 (H24の園の数:319園)



注:年中児サポート事業の補助金を使っての実施のみカウント



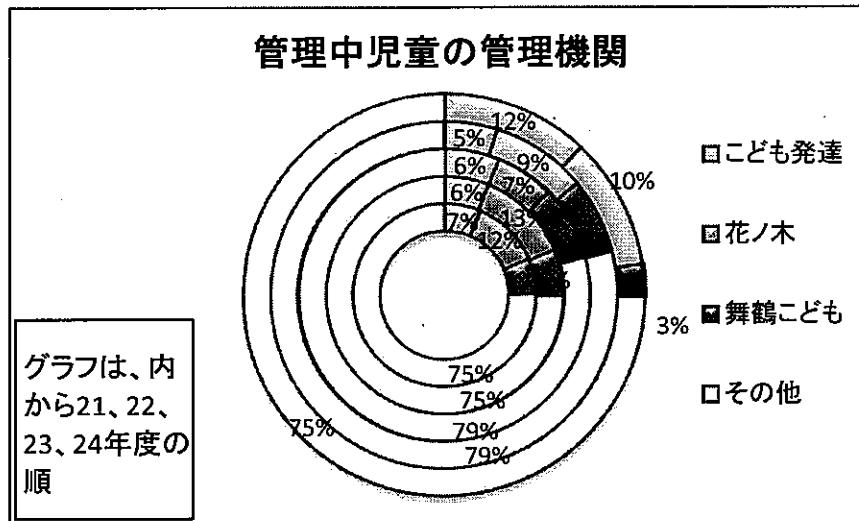
注:年中児サポート事業の補助金を使っての実施のみカウント



事後支援の種類	22年度	23年度	24年度	25年度
医療機関における医学的対応	12	3	12	7
児童デイ、療育教室等の療育機関での対応	19	10	19	18
フォロー教室(ペアトレ、SST)での対応	24	26	20	10
学校教育機関、通級指導教室での対応	36	23	63	72
発達相談・発達検査・発達クリニック	137	132	135	177
育児相談での対応	33	60	54	62
その他	13	13	7	19

(重複回答あり)

4 管理機関



管理機関	22年度	23年度	24年度	25年度
その他医療機関	29	26	27	34
通級指導教室	6	8	6	4
市町村担当等(発達相談・園巡回等)	52	72	80	67
府保健所(発達クリニック等)	26	40	26	51
療育機関(療育教室含む)	62	86	72	70

単位:延べ人数(重複回答あり)